

令和3年 第6回教育委員会会議録

令和3年6月23日（水）

甲州市教育委員会

第6回教育委員会 会議録

日 時 令和3年6月23日(水)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一	委 員	荻 原 浩 洋
委 員	加 藤 幸 夫		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課L	金 澤 祐 子
教育総務課L	河 村 敬	生涯学習課長	辻 学
生涯学習課L	保 坂 佳 正	文化財課長	飯 島 泉
文化財課L	佐 藤 治 郎	指導主事	小 椋 規 雄
教育総務課L	高 石 宏 満	事務担当	窪 川 はづき

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第6号 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について(非公開)

日程第3 議案第7号 県費負担教職員の処分について(非公開)

教育長 はじめに本日の会議の公開についてお諮りいたします。事務局より説明を求めます。
教育総務課L 資料の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔抜粋〕」をご覧いただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開するものとなっております。同法律に基づき、甲州市教育委員会会議規則におきましても、会議の傍聴ということで、第13条で「何人も会議を傍聴することができる」。また、第17条で「会議録は公表する」ものとしております。現時点で本日傍聴人はおりませんが、同法律の第7項においては、会議は原則により公開により開催し、人事に関する事件等については、公開しないこととすることができると定められております。本日、日程2 議案第6号につきましては、審議内容に個人情報が含まれております。また、日程第3 議案第7号につきましては、人事に関する事件に該当いたしますので、会議及び会議録の公開について、お諮りをするものでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

教育長 それでは、委員の皆さまにお諮りしたいと思います。
議案第6号 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について及び議案第7号 県費負担教職員の処分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、公開しないものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。では、本日の会議は日程第2及び日程第3を除いた部分のみ公開とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
それではただいまから、甲州市教育委員会6月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に永田委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

永田委員 はい。

教育長 はい、お願いします。

永田委員 質問ではないのですが、14日月曜日に外国語教育担当者会で、神金小学校で行ったローレンさんの授業ですが、予想以上に日本文化も知っているし、言葉の違う文化圏の交流について極めて質の高いエキスをですね、そういうものを持っている。海外に行った経験あるのですけれども、何十年か前に。そういうものと入口の部分が非常に難しいのですが、実は。そういうことが既にあのやり取りの中に、しっかりと位置づいている、そういう風なことを感じました。ですので、弟さんですが、出て一緒にやるのですけれども、それ以上にですね、実は近所に6年生がいたわけです。聞きましたならば、日本のことも含めてちゃんと紹介をして、それに対してしっかりとジャクソンが答えてくれた、というようなことも含めて、これは小学校のあの時代に、この時にですね、あそこまで体験できるというのは、これはすごいなっていうちょっと驚きもしましたし、すばらしいなということも感じました。感想です。

教育長 ありがとうございます。委員の皆さま他にいかがですか。

職務代理者 はい。

教育長 はい、お願いします。

職務代理者 G I G A推進チーム打合せっておりますけれども、何人くらいいらっしゃるんですか。
河村L 小学校4名中学校2名の計6名です。

職務代理者 大変ですねえ。
河村L 情報教育推進委員会の委員さんの中から選抜で。
職務代理者 前に出た情報教育委員会とはまた違うのですか。
河村L そのメンバーの中から、今後どういことを進めていくかということを議論するために、精鋭の6人を、私どものほうで選ばせていただきました。
職務代理者 その方々の賜物ですね、G I G Aスクール。わかりました、ありがとうございます。
教育長 昨日、打合せに参加してはいますが、もう私にはちょっとわからない言葉がいきかっています。本当に今年、その令和元年度がスタートということ、G I G Aスクールのスタートということで、全部の先生たちにI C T端末の活用について理解していただいて、これを実際できるようにしていただいて、活用できるようにしようということで、それを推進してくれるのが昨日のチームです。非常に期待が持てると思います。夏休みに1回ここで百名規模、先生たちに集まってもらって、研修会を開くと。そして、その時の講師を昨日参加した人たちにやっていただくということです。
永田委員 関連で。
教育長 はい。
永田委員 推進チーム、本当に精鋭を集めて推進をしていくそのチームを、しかも複数いるじゃないですか。で、6名ということ。実はこの6名というか、複数いるってことが大事であって、例えばやっていってちょっとここクリアできないな、ちょっと聞いてみようっていったときに、6人の誰に聞いてもいいわけですよ。そうするとフィードバックした時に、ちゃんとそこに手当を与えてくれる人たちが6名いる。もっと言えば6か所あるということです。そういう構成されている構図があるってことは、やる方も安心ができるし、つまりどこ行って聞いてもいいってということもありますから、大変機能しているのではないかと。大変期待しております。素晴らしいと思います。はい。
教育長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長 ありがとうございます。
それでは日程第1については、以上で終わらせていただきます。次に移りたいと思います。これより非公開による審議といたします。
日程第2 議案第6号 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について、を議題といたします。

【 非公開 】

教育長 それでは、日程第3 議案第7号 県費負担教職員の処分について、を議題といたします。

【 非公開 】

それでは、次回 7月教育委員会は7月21日午前9時30分から、8月の定例教育委員会を8月18日午前9時30分から開催したいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 7月教育委員会は7月21日午前9時30分から、8月の定例教育委員会を8月18日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。